

(公 印 省 略)
感疾第 30092-39 号
令和 7 年 3 月 25 日

群馬県医師会長 }
群馬県病院協会長 } 様

群馬県健康福祉部
感染症・疾病対策課長 武智 浩之

麻しんの国内外での報告増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

日頃から、本県の感染症対策について御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴会会員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

また、国内の麻しん患者の発生状況について、県ホームページにとりまとめております。本県でも、3月21日に、平成29年以来8年ぶりに麻しん患者の報告があったところであり、県内外の発生状況を御確認のうえ、引き続き、麻しんの可能性を念頭に置いて診療いただくよう、併せて周知をお願いいたします。

【事務連絡概要】

- 麻しんについては、現在、海外における流行が報告されており、特に、ベトナムをはじめとする諸外国を推定感染地域とする**輸入事例の報告が増加している**ことから、今後、輸入事例のさらなる増加や、国内における感染伝播事例が増加することが懸念される。これらの状況を踏まえ、海外渡航者への注意喚起のためリーフレットを作成した。
- 医療機関においては、発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。

※群馬県においては、「流行性疾患患者通報業務」により、**麻しん及び風しん患者（届出基準に満たない疑い例を含む）を診察した際は、所属郡市医師会あて通報することとなっています**ので、引き続き御協力をお願いいたします。

【参考】

- 厚労省ホームページ「麻しんに関する特定感染症予防指針」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>
- 県ホームページ：
「流行性疾患患者通報業務（麻しん・風しん疑い通報）【医療機関向け】」
<https://www.pref.gunma.jp/page/2723.html>
- 県ホームページ「麻しん（はしか）に注意しましょう」
<https://www.pref.gunma.jp/page/3309.html#takenhassei>

担当：感染症疾病対策課 感染症危機管理室
電話：感染症対策係 027-226-3316（麻しん対策）
 連携推進係 027-226-2901（流行性疾患患者通報業務）
 予防接種係 027-226-2618（予防接種）